

高 第 1011 号の 25
令和 2 年 12 月 4 日

各高齢者福祉施設長

様

各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型コロナウイルス感染症の感染対策に係るチェックリスト
を活用した取組等の推進について（周知）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検につきましては、「高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検に関する調査について（通知）」（令和 2 年 10 月 22 日付け県事務連絡）等により、国作成のチェックリスト等も活用いただきながら進めていただくようお願いしているところですが、今般、県内の状況も踏まえたチェックリスト〔別添 1〕を県で新たに作成し、県の健康福祉事務所から、入所系の高齢者施設及び通所系の介護サービス事業所に本チェックリストに基づく自主点検を依頼するとともに、同事務所が実地指導を行う際にもこれを参考として確認することとしております〔別添 2〕。

つきましては、引き続き、下記にも御留意の上、本チェックリストも活用しつつ、感染対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、県のチェックリストによる自主点検の依頼等については、県の健康福祉事務所から、同事務所が介護保険法等に基づく指導権限を有している入所施設及び通所事業所を対象として依頼する予定とされていますが、本依頼の対象とならない施設等におかれましても、本チェックリストも参考にしながら自主点検に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1 県で新たに作成したチェックリストには、「感染症対応力向上」として、発熱等の症状がある場合の出勤停止等、施設等の中での取組のほか、職員の方に対して感染リスクが高い施設の利用を控えることや感染拡大地域への不要不急の往来自肃要請等、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」において県民の皆様にお願いしている事項（※）が追加されています。本対処

方針も踏まえた日々の感染拡大防止の取組についても施設等内で周知いただきますようお願いします。

※「五つの場面」に係る県作成動画：<https://youtu.be/g0KPVCVI3EU>

2 国のチェックリストによる自主点検の結果によれば、日々の感染拡大防止対策や物資の確保等と比較すると、感染者発生時のシミュレーションの実施割合が低くなっています。国作成の机上訓練シナリオ（※）の活用のほか、実際に感染者が発生した施設等に対して専門家を派遣する事業（感染症対策専門家派遣等事業）による実際の専門家による現地指導の際に使用された資料〔別添3〕も参考に事前の準備をいただきますようお願いいたします。

※机上訓練シナリオ：<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

3 県のチェックリストに記載のある「感染予防に関する研修」「防護具の着脱方法の周知」等の実施に当たっては、「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その2）」（令和2年12月2日付け厚生労働省事務連絡）〔別添4〕に記載の研修プログラム等の活用も御検討いただくほか、外部専門家等を招いて研修等を実施する場合のかかり増し費用については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急包括支援事業（介護分）」により負担することができますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

また、県の看護協会では、感染管理認定看護師等を施設等の依頼に応じて派遣し、研修等を行う事業を実施しており、現在、県内で希望のあった約25の施設等で順次研修を実施することとしています。本事業については、現在、施設等からの依頼の受付を一旦停止していますが、受付再開時には再度周知させていただきますので、あらかじめ活用の御検討をいただきますようお願いします。

別添1：自主点検チェックリスト（国チェックリストとの項目比較）

別添2：11月26日知事記者会見資料「感染拡大特別期における新たな対策」

別添3：新型コロナウイルス感染症研修会資料等

別添4：「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その2）」（令和2年12月2日付け厚生労働省事務連絡）

高齢政策課介護基盤整備班

電話（代表）：078-341-7711

通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733

施設系：2950、2951、2943

e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp